

八峰町建設工事請負契約における現場代理人常駐義務の  
緩和措置に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、八峰町建設工事請負契約事項第10条3項の規定に基づき、現場代理人の常駐義務の緩和を行い、兼務を認めることについて必要な事項を定めるものとする。

(兼務が可能な工事)

第2条 次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人を工事現場に配置できるものとする。

ただし、兼務は、3件までとする。

- (1) 近接して工事を発注したことから諸経費調整の対象となっている場合。
- (2) 同一の現場代理人を配置しようとする工事が次の要件を全て満たしている場合。この場合、同一の現場代理人を配置できる件数は3件まで(災害復旧工事等(災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類する工事をいう。以下同じ。))が1件あるときは4件まで、災害復旧工事等が2件以上あるときは5件まで)とする。

ア 県、市町村又はこれらに準じる者として発注者が認める者が発注する工事であること。ただし、町以外の者が発注する工事については、当該者が兼務を認めた場合に限る。

イ いずれも請負金額が3,500万円未満(建築一式工事の場合は7,000万円未満)の工事であること。又はいずれも同一の主任技術者が管理する工事であること。

(契約変更)

第3条 現場代理人を兼務する工事において、契約変更が生じたことにより、前条第2号イに規定する金額を上回る場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を配置しなければならない。

(手続き)

第4条 同一の現場代理人をそれぞれの工事現場に配置しようとする場合には、受注者は様式1「現場代理人兼務申請書」(以下「申請書」という。)を発注者に提出し承認を得るものとする。

発注者は、受注者より申請書の申し出があった場合は、その内容が第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する場合には、様式2「現場代理人の兼務承認書」によりこれを承認する。

ただし、発注者が常駐が必要と判断した場合は、この限りではない。

(施工管理)

第5条 現場代理人を兼務する場合、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配慮するとともに、兼務する双方の監督職員と常に連絡が取れる体制を確保すること。

附則

この基準は、平成24年9月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約から適用する。

一部改正（平成26年4月1日から施行）

一部改正（平成28年6月1日から施行）

一部改正（平成30年2月13日から施行）